

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和7年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>「国民年金法」に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務を行う。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第1号被保険者の資格取得、種別変更、資格喪失若しくは死亡の届出 ②任意加入被保険者からの資格取得申出又は資格喪失申出 ③保険料納付困難者等からの免除申請等の受付 ④老齢基礎年金等の請求手続きに関する受付 ⑤障害基礎年金所得状況届の受付 ⑥日本年金機構が実施する未納対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報の提供 ⑦受理した届書等を日本年金機構へ進達 ⑧未支給年金等の受付
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金基礎情報ファイル、国民年金資格情報ファイル、国民年金宛名情報システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 46の項、128の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 72の項、73の項、74の項、156の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 73の項、156の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原市役所 市民環境部 保険年金課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-2149
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			
<p>人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>			
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	②システムの名称	国民年金システム、総合宛名管理システム、中間サーバ、行政基本システム、個人住民税	国民年金システム、行政基本システム	事後	
平成29年6月30日	法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の31の項		事後	
平成29年6月30日	①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成29年6月30日	所属長	保険年金課長 高橋 知子	保険年金課長 杉江 ゆき代	事後	
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 いつ時点	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I-1-③システムの名称	国民年金システム、行政基本システム	国民年金システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ	事前	システムの更新に係る再実施による
令和3年3月22日	IIしきい値判断項目 いつ時点	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人)
令和3年3月22日	IV-8 監査	自己点検の実施	自己点検、内部監査の実施	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人)
令和7年11月26日	I-1-②事務の概要	「国民年金法」に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務を行う。 「番号法」の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得、種別変更、資格喪失若しくは死亡の届出 ②任意加入被保険者からの資格取得申出又は資格喪失申出 ③保険料納付困難者等からの免除申請等の受付 ④老齢基礎年金等の請求手続きに関する受付 ⑤障害基礎年金所得状況届の受付 ⑥日本年金機構が実施する未納対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報の提供 ⑦受理した届書等を日本年金機構へ進達	「国民年金法」に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務を行う。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得、種別変更、資格喪失若しくは死亡の届出 ②任意加入被保険者からの資格取得申出又は資格喪失申出 ③保険料納付困難者等からの免除申請等の受付 ④老齢基礎年金等の請求手続きに関する受付 ⑤障害基礎年金所得状況届の受付 ⑥日本年金機構が実施する未納対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報の提供 ⑦受理した届書等を日本年金機構へ進達 ⑧未支給年金等の受付	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和7年11月26日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第24条の2	番号法第9条第1項 別表 46の項、128の項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和7年11月26日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号及び別表第二(47、48、50の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二命令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条の2、第26条の3、第26条の4	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 72の項、73の項、74の項、156の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第6号に基づく主務省令第2条の表 73の項、156の項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和7年11月26日	IV-8 人で介在させる作業	項目なし	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和7年11月26日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	内容追記	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人)